

国鉄改革完遂！

当たり前の労働運動を
前進させよう！

JR 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
〒420-0851

静岡市葵区黒金町 68 番地

N T T 054-284-3608

発行責任者： 半場弘恭

2024 年 10 月 8 日 No. 9

袴田巖さん無罪確定！

9 月 26 日静岡地裁の清水こがね味噌事件やり直し裁判で袴田巖さんに無罪判決が下されました。これに対し本日、最高検畝本直美検事総長の名で「控訴しないこととした」とする談話が発表され無罪が確定しました。これに対する弁護団反論がでました。

検察畝本検事総長談話

「静岡地裁の判決は、多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容である。再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが結果として、相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断にいたった」としました。そのうえで、「袴田さんは結果として相当な長期間にわたり、その法的地位が不安定な状況に置かれてしまうことになった。刑事司法の一躍を担う検察としても申し訳なく思っている」

弁護団反論

「検事総長の談話の要旨は、判決には論理則・経験則に反する事実誤認があるが巖さんの地位を考へても控訴を断念したものであり、これは袴田巖さんを冤罪と考えてはいないということである。しかも『お情けで控訴を断念した』というものに他ならず到底許しがたいものである。『刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思っています。』という言葉も裁判所に責任転嫁をした他人事のようなもので、袴田さんに対する非人道的な取り調べ、5 点の衣類のねつ造への謝罪や反省もなく、何らの謝罪にもなっていない。しかし、無罪判決は検察官の有罪立証が誤りであったことを明らかにしたものであり、・・・「所要の検証も期待できるものではない。検察庁は、まずもって有罪立証の判断からの誤りを率直に含め、袴田巖さんに直接謝罪すべきである」としました。

9 月 26 日静岡地裁前
浜松袴田巖さんを救う市民の会
の皆さんと JR 東海労 21 名で弁護団

の送り出し →



弁護団が反論するように、検察は真に自らのねつ造した誤りを認めず、「申し訳ない
と思っている」と謝罪していますが、警察の捜査に対しての真実を検証する使命が抜
け落ちていたことを反省するべきではないのでしょうか。本心は「控訴して上級審の
判断を仰ぐべきでないようである」としていることにあります。すでに再審請求は弁護
団が最高裁に特別抗告し、最高裁から高裁に差し戻され警察・検察にねつ造の疑いが
あるとして、再審差し戻しがされ静岡地裁の公判で議論がされ無罪判決が下されたの
です。同じことをエンドレスにつづけようとする姿勢は、真実よりもメンツと権力の
保身に取りつかれた検察権力の悪しき姿ではないのでしょうか。58年間の警察・検察
・裁判所の過ちは重く裁かれるのは警察・検察そして裁判所であることを司法機関は
自覚しなければなりません。無辜の市民の人生を奪ってしまった罪は重く、検察談話
には社会や「犯罪者」に仕立て上げた責任感は全く感じられません。これでは、冤罪
事件は永遠にありません。

この間の袴田巖さんを救う多くの取組にご尽力された組合員・家族、OBの皆さんや
他労組の皆さんのご尽力に敬意を表します。労働組合が冤罪事件撲滅の運動に希薄に
なりつつある中、去年の「袴田巖さんの完全無罪を求める10.29」を中心に、地元静岡
の地で労働組合が市民団体と社会問題である冤罪事件を共に取り組み、無罪判決を勝
ち取った意義は大きく、さらにえん罪事件撲滅、冤罪の温床となる再審法の改正、死
刑廃止を求める闘いをつくりだしていかなければなりません。